

新規上場申請のための有価証券報告書  
( I の部) の訂正報告書

イノバセル株式会社

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2026年2月12日

【会社名】 イノバセル株式会社

【英訳名】 Innovacell Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役Co-CEO ノビック・コーリン  
代表取締役Co-CEO シーガー・ジェイソン

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎三丁目5番11号

【電話番号】 03-6555-4437

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 細野 恭史

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎三丁目5番11号

【電話番号】 03-6555-4437

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 細野 恭史

## 1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

2026年1月19日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③ その他の新株予約権等の状況」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報	.....	1頁
第4 提出会社の状況	.....	1
1 株式等の状況	.....	1
(2) 新株予約権等の状況	.....	1
③ その他の新株予約権等の状況	.....	1
第四部 株式公開情報	.....	7
第2 第三者割当等の概況	.....	7
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	.....	7
2 取得者の概況	.....	17
第3 株主の状況	.....	18

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_署で示してあります。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ③【その他の新株予約権等の状況】

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権（ラチェット型新株予約権）は、次のとおりであります。

決議年月日	2025年7月4日
新株予約権の数（個）※	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	未定（注）(1)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	（注）(4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定（注）(8)
新株予約権の行使の条件	（注）(5)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）(1), (2)(d)(e), (5)(a), (6)(d)

※ 提出日の前月末現在（2025年12月31日）における内容を記載しております。

（注） 新株予約権の内容は以下のとおりです。

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。  
(b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を本転換価額で除して得られた数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

##### (2) 本転換価額

「本転換価額」は下記のとおりとする。

###### (a) 適格資金調達（以下で定義する。）

適格資金調達が行われた場合、本転換価額は、当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

###### (b) 本償還日

割当日の24か月後の応当日（以下「本償還日」という。）における本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）とする。

###### (c) I P O（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当会社による支配権移転取引等の承認に先立ち、I P Oが完了した際の本転換価額は、当該I P Oに伴って実施される当会社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする）とする。

###### (d) 支配権移転取引等（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日、本償還日又はI P Oが完了した日に先立ち、当会社が支配権移転取引等を承認した際の本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、本転換価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(e) 本発行要項に別途定める場合を除き、本発行要項中の下記の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。

(i) 「適格資金調達」とは、2025年9月1日以降に当会社が資金調達を主たる目的として行う（一連の）株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が500,000,000円以上のものに限り、IPOを除く。）を意味する。

(ii) 「IPO」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当会社の有価証券を上場することを意味する。

(iii) 「支配権移転取引等」とは、(i)当会社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前ににおける当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前ににおける当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、又は(iv)当会社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前ににおける当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立のみを目的とする場合、又は純粹な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(iv) 「本調整事由」とは、株式分割、併合その他これらの場合に準じ調整を必要とする場合をいう。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

(4) 本新株予約権に行使することができる期間

下記第(5)号に定める行使条件を充足することを条件として、各本新株予約権は、割当日以降いつでも行使することができる。

(5) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権は、下記の条件をいずれも満たす場合に行使することができる。

(a) (i)適格資金調達の実行、(ii)IPOの完了、(iii)支配権移転取引等の完了、(iv)本償還日の到来のいずれかの事由が発したこと。

(b) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ、当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したこと。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 適格資金調達の完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当会社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従って金銭を交付する。

(b) IPOの完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当会社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(c) 本償還日において、当会社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(d) 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の取締役会が別に定める日において、当会社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(e) 当会社が(a)号乃至(d)号に基づき本新株予約権を取得する場合、当会社は、当該取得する日の2週間前までに、本新株予約権の保有者に対し、その旨及び転換対象株式の内容その他の条件を、書面により通知するものとする。

(f) 前五号にかかわらず、(a)号、(b)号、(c)号又は(d)号に基づく本新株予約権の転換対象株式への転換は、外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、

かつ当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したことを条件とする。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(7) 謹渡制限

謹渡による新株予約権の取得は、当会社の取締役会の承認を要する。

(8) 資本金及び資本準備金

- (a) 新株予約権の行使により株式が発行された場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該計算において端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 新株予約権の行使により株式が発行された場合に増加する資本準備金の額は、上記(a)号に定める資本金等増加限度額から、上記(a)号の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権（ラchetett型新株予約権）は、次のとおりであります。

決議年月日	2025年7月4日
新株予約権の数（個）※	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	<u>2,352,942</u> (注) (1)、(9)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	(注) (4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 <u>850</u> 資本組入額 <u>425</u> (注) (8)、(9)
新株予約権の行使の条件	(注) (5)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) (1), (2) (d) (e), (5) (a), (6) (d)

※ 提出日の前月末現在（2025年12月31日）における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。
- (b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を本転換価額で除して得られた数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本転換価額

「本転換価額」は下記のとおりとする。

(a) 適格資金調達（以下で定義する。）

適格資金調達が行われた場合、本転換価額は、当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(b) 本償還日

割当日の24か月後の応当日（以下「本償還日」という。）における本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(c) I P O（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当会社による支配権移転取引等の承認に先立ち、I P Oが完了した際の本転換価額は、当該I P Oに伴って実施される当会社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする）とする。

(d) 支配権移転取引等（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日、本償還日又はI P Oが完了した日に先立ち、当会社が支配権移転取引等を承認した際の本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、本転換価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(e) 本発行要項に別途定める場合を除き、本発行要項中の下記の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。

(i) 「適格資金調達」とは、2025年9月1日以降に当会社が資金調達を主たる目的として行う（一連の）株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が500,000,000円以上のものに限り、I P Oを除く。）を意味する。

(ii) 「I P O」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当会社の有価証券を上場することを意味する。

(iii) 「支配権移転取引等」とは、(i)当会社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前に当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前に当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、又は(iv)当会社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前に当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立のみを目的とする場合、又は純粹な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(iv) 「本調整事由」とは、株式分割、併合その他これらの場合に準じ調整を必要とする場合をいう。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

(4) 本新株予約権に行使することができる期間

下記第(5)号に定める行使条件を充足することを条件として、各本新株予約権は、割当日以降いつでも行使することができる。

(5) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権は、下記の条件をいずれも満たす場合に行使することができる。

(a) (i)適格資金調達の実行、(ii)IPOの完了、(iii)支配権移転取引等の完了、(iv)本償還日の到来のいずれかの事由が発したこと。

(b) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ、当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したこと。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 適格資金調達の完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当会社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従って金額を交付する。

(b) IPOの完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当会社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(c) 本償還日において、当会社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(d) 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の取締役会が別に定める日において、当会社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(e) 当会社が(a)号乃至(d)号に基づき本新株予約権を取得する場合、当会社は、当該取得する日の2週間前までに、本新株予約権の保有者に対し、その旨及び転換対象株式の内容その他の条件を、書面により通知するものとする。

(f) 前五号にかかわらず、(a)号、(b)号、(c)号又は(d)号に基づく本新株予約権の転換対象株式への転換は、外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したことを条件とする。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(7) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得は、当会社の取締役会の承認を要する。

(8) 資本金及び資本準備金

(a) 新株予約権の行使により株式が発行された場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該計算において端数が生じた場合

は、その端数を切り上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式が発行された場合に増加する資本準備金の額は、上記(a)号に定める資本金等増加限度額から、上記(a)号の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

**(9) I P Oに伴う本転換価額の決定**

今回のI P Oに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格（1,350円）の決定に基づき「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が記載の通り決定しております。

## 第四部【株式公開情報】

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式①
発行年月日	2024年10月30日
種類	普通株式
発行数	1,765株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,500千円
資本組入額の総額	750千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	株式②	株式③
発行年月日	2024年10月31日	2024年12月3日
種類	普通株式	普通株式
発行数	37,648株	1,176,471株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	32,000千円	1,000,000千円
資本組入額の総額	16,000千円	500,000千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式④
発行年月日	2024年12月27日
種類	A種種類株式
発行数	1,249,793株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,062,324千円
資本組入額の総額	531,162千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	株式⑤	株式⑥
発行年月日	2024年12月31日	2025年2月28日
種類	普通株式	普通株式
発行数	76,042株	684,236株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	64,636千円	581,600千円
資本組入額の総額	32,318千円	290,800千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑦	株式⑧
発行年月日	2025年3月28日	2025年4月30日
種類	普通株式	普通株式
発行数	18,825株	470,500株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	16,001千円	399,925千円
資本組入額の総額	8,000千円	199,962千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑨	株式⑩
発行年月日	2025年5月14日	2025年7月18日
種類	普通株式	普通株式
発行数	235,295株	920,941株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	200,000千円	782,799千円
資本組入額の総額	100,000千円	391,399千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑪	株式⑫
発行年月日	2025年7月31日	2025年8月1日
種類	普通株式	普通株式
発行数	352,942株	99,601株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	300,000千円	84,661千円
資本組入額の総額	150,000千円	42,330千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑬
発行年月日	2025年8月20日
種類	普通株式
発行数	231,127株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	196,457千円
資本組入額の総額	98,228千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	新株予約権①(注) 3.	新株予約権②(注) 3.	新株予約権③(注) 3.
発行年月日	2023年10月27日	2023年11月17日	2023年12月8日
種類	第1回の1 J-KISS型新株予約権	第1回の2 J-KISS型新株予約権	第1回の3 J-KISS型新株予約権
発行数	普通株式 479,531株	普通株式 383,631株	普通株式 204,602株
発行価格	782円	782円	782円
資本組入額	391円	391円	391円
発行価額の総額	375,000千円	300,000千円	160,000千円
資本組入額の総額	187,500千円	150,000千円	80,000千円
発行方法	2023年10月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年12月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④(注) 3.	新株予約権⑤(注) 3.	新株予約権⑥
発行年月日	2024年6月7日	2024年9月21日	2025年8月12日
種類	第1回の4 J-KISS型新株予約権	第1回の5 J-KISS型新株予約権	ラチケット型新株予約権
発行数	普通株式 115,088株	普通株式 38,361株	未確定 (注) 6.
発行価格	782円	782円	未確定 (注) 6.
資本組入額	391円	391円	未確定 (注) 6.
発行価額の総額	90,000千円	30,000千円	2,000,000千円
資本組入額の総額	45,000千円	15,000千円	1,000,000千円
発行方法	2024年6月6日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2024年9月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2025年7月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注) 4.	(注) 4.	(注) 4.

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2025年8月15日	2025年8月31日
種類	第4回の1新株予約権	第4回の2新株予約権
発行数	普通株式 333,100株	普通株式 264,700株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	283,135千円	224,995千円
資本組入額の総額	141,567千円	112,497千円
発行方法	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行なっております。	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注) 5.	(注) 5.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」といいます。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」といいます。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行なっている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」といいます。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行なっている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業

員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(5) 当社の場合、基準事業年度の末日は2024年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行なっております。

3. J-KISS型新株予約権については、2024年12月9日までに全て普通株式に転換されております。

4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割り当て新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで、所有する等の確約を行なっております。

5. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた当社もしくは当社関連会社の役員及び従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行なっております。

6. 株式の発行価格及び新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、払込時点までの累計研究開発投資額及び研究開発進捗状況を参考にして、払込株主との協議によって算定しております。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(訂正後)

項目	株式①
発行年月日	2024年10月30日
種類	普通株式
発行数	1,765株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,500千円
資本組入額の総額	750千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	株式②	株式③
発行年月日	2024年10月31日	2024年12月3日
種類	普通株式	普通株式
発行数	37,648株	1,176,471株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	32,000千円	1,000,000千円
資本組入額の総額	16,000千円	500,000千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式④
発行年月日	2024年12月27日
種類	A種種類株式
発行数	1,249,793株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	1,062,324千円
資本組入額の総額	531,162千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	株式⑤	株式⑥
発行年月日	2024年12月31日	2025年2月28日
種類	普通株式	普通株式
発行数	76,042株	684,236株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	64,636千円	581,600千円
資本組入額の総額	32,318千円	290,800千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑦	株式⑧
発行年月日	2025年3月28日	2025年4月30日
種類	普通株式	普通株式
発行数	18,825株	470,500株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	16,001千円	399,925千円
資本組入額の総額	8,000千円	199,962千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑨	株式⑩
発行年月日	2025年5月14日	2025年7月18日
種類	普通株式	普通株式
発行数	235,295株	920,941株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	200,000千円	782,799千円
資本組入額の総額	100,000千円	391,399千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑪	株式⑫
発行年月日	2025年7月31日	2025年8月1日
種類	普通株式	普通株式
発行数	352,942株	99,601株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	300,000千円	84,661千円
資本組入額の総額	150,000千円	42,330千円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	株式⑬
発行年月日	2025年8月20日
種類	普通株式
発行数	231,127株
発行価格	850円
資本組入額	425円
発行価額の総額	196,457千円
資本組入額の総額	98,228千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	新株予約権①(注) 3.	新株予約権②(注) 3.	新株予約権③(注) 3.
発行年月日	2023年10月27日	2023年11月17日	2023年12月8日
種類	第1回の1 J-KISS型新株予約権	第1回の2 J-KISS型新株予約権	第1回の3 J-KISS型新株予約権
発行数	普通株式 479,531株	普通株式 383,631株	普通株式 204,602株
発行価格	782円	782円	782円
資本組入額	391円	391円	391円
発行価額の総額	375,000千円	300,000千円	160,000千円
資本組入額の総額	187,500千円	150,000千円	80,000千円
発行方法	2023年10月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2023年12月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④(注) 3.	新株予約権⑤(注) 3.	新株予約権⑥
発行年月日	2024年6月7日	2024年9月21日	2025年8月12日
種類	第1回の4 J-KISS型新株予約権	第1回の5 J-KISS型新株予約権	ラチャット型新株予約権
発行数	普通株式 115,088株	普通株式 38,361株	普通株式 2,352,942株 (注) 6. 7.
発行価格	782円	782円	850円 (注) 6. 7.
資本組入額	391円	391円	425円 (注) 6. 7.
発行価額の総額	90,000千円	30,000千円	2,000,000千円
資本組入額の総額	45,000千円	15,000千円	1,000,000千円
発行方法	2024年6月6日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2024年9月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。	2025年7月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注) 4.	(注) 4.	(注) 4.

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2025年8月15日	2025年8月31日
種類	第4回の1新株予約権	第4回の2新株予約権
発行数	普通株式 333,100株	普通株式 264,700株
発行価格	850円	850円
資本組入額	425円	425円
発行価額の総額	283,135千円	224,995千円
資本組入額の総額	141,567千円	112,497千円
発行方法	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行なっております。	2025年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行なっております。
保有期間等に関する確約	(注) 5.	(注) 5.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」といいます。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」といいます。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行なっている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」といいます。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行なっている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業

員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(5) 当社の場合、基準事業年度の末日は2024年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行なっております。

3. J-KISS型新株予約権については、2024年12月9日までに全て普通株式に転換されております。

4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割り当て新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで、所有する等の確約を行なっております。

5. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた当社もしくは当社関連会社の役員及び従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行なっております。

6. 株式の発行価格及び新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、払込時点までの累計研究開発投資額及び研究開発進捗状況を参考にして、払込株主との協議によって算定しております。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。なお、今回のIPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開(募集・売出し)における1株当たりの公募・売出価格(1,350円)の決定に基づき「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」が記載の通り決定しております。

## 2 【取得者の概況】

新株予約権⑥ (ラチエット型新株予約権)

(訂正前)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
The Prudential Assurance Company Limited The Prudential Assurance Company Limited Portfolio manager Jeremy Punnett	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	投資ファンド	(注) 1	(注) 1	—

(注) 1. 新株予約権⑥の割当株数、単価等については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2. 新株予約権⑦及び⑧については、提出会社又は関係会社の使用人に対する割当てであり、取得者の人数は、14人、当該取得者の割当株数は597,800株であります。

(訂正後)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
The Prudential Assurance Company Limited The Prudential Assurance Company Limited Portfolio manager Jeremy Punnett	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	投資ファンド	<u>2,352,942</u> (注) 1	<u>2,000,000,700</u> (850) (注) 1	—

(注) 1. 新株予約権⑥の割当株数、単価等については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。なお、今回のIPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開(募集・売出し)における1株当たりの公募・売出価格(1,350円)の決定に基づき、「割当株数」及び「価格(単価)」が記載の通り決定しております。

2. 新株予約権⑦及び⑧については、提出会社又は関係会社の使用人に対する割当てであり、取得者の人数は、14人、当該取得者の割当株数は597,800株であります。

### 第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
(省略)			
シーガー・ジェイソン(注) 2.4.	東京都品川区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)
The Prudential Assurance Company Limited(注) 7.	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	2,352,942 (2,352,942)	6.16 (6.16)
マークシュタイナー・ライナー(注) 3. 4.	Schwaz, Austria	2,323,128 (182,500)	6.08 (0.48)
(省略)			
計	—	38,179,204 (4,843,502)	100.0 (12.69)

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 当社の従業員

6. Insanna Stiftungは、2025年11月30日に、当社株主であるEkkehart Steinhuberより3,607,988株を譲り受けたことによって、主要株主となりました。最近事業年度末現在、主要株主であったEkkehart Steinhuberは、主要株主でなくなりました。

7. The Prudential Assurance Company Limited保有の新株予約権による潜在株式数は2,000,000,700円を、新規株式公開(募集・売出し)における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額(但し、850円を上限とする)で除して得られた数であり、新規公開価格(発行価格及び売出価格)決定日である2026年2月12日に確定いたします。The Prudential Assurance Company Limitedの所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、仮条件(1,290円～1,350円)の下限に基づき算出した潜在株式数(2,352,942株)によるものであります。新規公開価格(発行価格及び売出価格)が上記仮条件の範囲内で決定した場合、The Prudential Assurance Company Limited保有の新株予約権の目的である潜在株式数及び所有株式数の割合は変動いたしません。

なお、本新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
(省略)			
シーガー・ジェイソン(注)2.4.	東京都品川区	2,427,921 (136,200)	6.36 (0.36)
The Prudential Assurance Company Limited(注)7.	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom	2,352,942 (2,352,942)	6.16 (6.16)
マーク・シュタイナー・ライナー(注)3.4.	Schwaz, Austria	2,323,128 (182,500)	6.08 (0.48)
(省略)			
計	—	38,179,204 (4,843,502)	100.0 (12.69)

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
5. 当社の従業員
6. Insanna Stiftungは、2025年11月30日に、当社株主であるEkkehart Steinhuberより3,607,988株を譲り受けたことによって、主要株主となりました。最近事業年度末現在、主要株主であったEkkehart Steinhuberは、主要株主でなくなりました。
7. The Prudential Assurance Company Limited保有の新株予約権による潜在株式数は新規公開価格(発行価格及び売出価格)の決定に伴い、記載の通り確定しております。  
なお、本新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
8. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。